

令和8～10年度 広島高速自家用電気工作物点検業務 条件明示書

1. 業務の積算について

(1) 積算基準

1) 電気通信施設点検業務積算基準（案）（国土交通省 令和2年11月）

(2) 歩掛

1) 電気通信設備

①電気通信施設点検業務積算基準標準歩掛（案）【業務計画等】（国土交通省 平成28年11月）

②電気通信施設点検業務積算基準標準歩掛（案）【個別点検】（国土交通省 令和3年12月）

③電気通信施設点検業務積算基準標準歩掛（案）【巡回点検】（国土交通省 令和元年12月）

(3) 労務単価

1) 公共工事設計労務単価（広島県 令和7年3月）

2. 旅費・交通費について

ライトバン運転（1500cc5人乗り）には、原則とし、運転労務費は計上しない。

(1) 旅費交通費及び移動拘束費に要する費用は、次式により算出する。

旅費交通費等 = 対象労務費 × (滞在率 × 滞在係数 + (1 - 滞在率) × 日々通勤係数) × 所在地補正係数

(滞在率 : 0%、滞在係数 : 0.4、日々通勤係数 : 0.1、所在地補正係数 : 0.8)

(2) 通行許可書（チケット）の受領による通行料金の免除

受注者が通行許可書による通行を行う場合は、発注者が指定する様式により申請を行い、通行許可書の交付を受け、料金所で同許可書とチケットを使用して通行するものとする。通行許可書は、本業務に必要な通行のみに使用し、業務完了後または発注者が指示した場合は許可書とチケットを返却すること。

なお、通行許可書は無料で発行できるが、チケットの使用枚数を月1回報告すること。

以上のことから、有料道路利用料は計上しない。

3. 安全費について

(1) 安全施設等に要する費用は、次式により算出する。

（安全費） = （労務費） × （安全費率） （安全費率 : 2.5%）

4. その他について

(1) 年次点検で商用電源から切り離した施設（負荷）に自家発電装置の電気を供給するため、次の内容のリース料と運搬費を見込んでいる。

仕様	台数	日数	搬入場所
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 100kVA 3相3線210V	1	1	公社本社
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 100kVA 3相3線210V	1	1	福田電気室
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 25kVA 1相3線210-105V	1	1	
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 25kVA 3相3線440V	1	1	馬木電気室
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 10kVA 3相3線210V	1	1	宇品電気室
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 25kVA 1相3線210-105V	1	1	
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 100kVA 3相3線460V	1	1	沼田電気室
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 45kVA 3相3線210V	1	1	
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 25kVA 3相4線182-105V	1	1	
ガソリン発電装置 2kVA 1相2線105V	1	1	
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 100kVA 3相3線460V	1	1	中広電気室
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 45kVA 3相3線210V	1	1	
屋外パッケージ式ディーゼル発電装置 25kVA 1相2線105V	1	1	

(2) (1) の仮設発電機の燃料費の算出において、使用時間は次のとおり見込んでいる。

使用場所	仮設発電機 使用時間
公社本社	4 時間
福田電気室	4 時間
馬木電気室	4 時間
宇品電気室	4 時間
沼田電気室	8 時間
中広電気室	8 時間

5. 技術管理費について

(1) 技術管理費に要する費用は、次式により算出する。

$$(\text{技術管理費}) = [(\text{直接人件費}) + (\text{賃金}) + (\text{機械経費})] \times (\text{技術管理費率})$$

(技術管理費率 : 10.0%)

6. その他

(1) 広島高速道路公社・高速1～4号線の年次点検

広島高速道路公社・高速1～4号線の年次点検は、昼間作業とする。ただし、別途工事等によって、道路を通行止めにする機会がある場合は深夜作業とする。この場合は、別途発注者より指示し、契約変更の対象とする。

(2) 工事期間中の点検及び臨時点検について

点検を実施した場合は、監督員と協議を行い、変更契約の対象とする。